○国税庁告示第四十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

国税庁長官　古谷　一之

浦河税務署の項中「常盤町二十八番地」を「大通五丁目八十六番四」に改める。

○国税庁告示第四十二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

国税庁長官　古谷　一之

浦河税務署の項中「常盤町二十八番地」を「大通五丁目八十六番四」に改める。

○厚生労働省告示第五百八十八号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十四年十二月十九日

厚生労働大臣　三井　辨雄

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の十三・五（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十五・五

二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十六・五

○厚生労働省告示第五百八十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日から適用する。

平成二十四年十二月十九日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第三十二号を第三十三号とし、第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号中「今治公共職業安定所及び」を削り、同号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　山梨県の区域

○農林水産省告示第二千六百五十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

「年一分二厘」を「年一分一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千六百五十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

「年零」を「年一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千六百五十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

「年一分二厘」を「年一分一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉北区南丘三丁目九五七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月野鳥字屋敷裏八一七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市千手字谷口四七から四九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）